**平成２５年（フ）第４３号**
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅17棟70号
債務者　山崎　雄馬
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２５年（フ）第７７号**
北九州市八幡西区美原町１番１号
債務者　廣瀬　　宏
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１６６号**
北九州市八幡東区諏訪２丁目11番38号
債務者　井手尾安松
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１９２号**
福岡県中間市大辻町５番27号
債務者　阿彦　智之
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第３０号**
宮崎県都城市甲斐元町26街区23号
債務者　福島　仁美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２５年（フ）第４２号**
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田893番地１
債務者　榎　真貴夫
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２５年（フ）第３３号**
福島県郡山市三穂田町山口字林境１番地の55
債務者　二階堂恭二
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２５年（フ）第４８号**
福島県郡山市富久山町久保田字古町150番地古町コーポラス202号
債務者　公家　道代（旧姓熊坂）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
兵庫県明石市北王子町３番43号　北王子荘二号館202号
債務者　毛防子春美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２５年（フ）第８２号**
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１40棟303号
債務者　平田　友子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２５年（フ）第８３号**
兵庫県明石市藤江750番地の４
債務者　水井　康子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２５年（フ）第１８５号**
北九州市小倉北区片野新町１丁目12番１―408号
債務者　竹之内勝美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第９６７号**
大阪府豊中市寺内１丁目３番13―408号
債務者　甲斐田暎雄
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３２２号**
大阪府大東市谷川１丁目３番18号　サンハイツ谷川104号
債務者　今北　久惠
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３５４号**
大阪市港区市岡元町１丁目３番10号　ハーバーライフ市岡802号　石神方、住民票上の住所大阪市港区南市岡３丁目10番２―105号
債務者　加藤　真生
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３８３号**
大阪市東淀川区東中島５丁目21番７号　ロイヤルコートＰａｒｔⅡ101号
債務者　大山　純一
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１３９７号**
大阪府茨木市東太田２丁目18番３号
債務者　理容ヤマモトこと　山本　　勲
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部